

駿河台大学任期付教員の任期等に関する規程

平成21年 1月15日制定

平成25年 3月21日最近改正

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）に基づき、駿河台大学（以下「本学」という。）における任期を定めて雇用する教員（以下「任期付教員」という。）の任期等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職名・任期等)

第2条 任期付教員に関わる職名は、次の各号のとおりとし、任期等は、別表のとおりとする。

- (1) 特任教授
- (2) 特任准教授
- (3) 講師
- (4) 助教
- (5) 助手

(雇用契約)

第3条 任期付教員の雇用は、本人の同意を得た上で、雇用契約を締結して行う。

2 任期付教員は、任期の途中であっても雇用契約を解約することができる。ただし、解約の日の決定は、教育研究活動に支障のないように誠意をもって当たるものとする。

(規程の公表)

第4条 この規程を制定し、又は改廃したときは、本学のホームページ等により公表し、広く周知を図るものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃については、理事会の決議を得るものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めのない事項については、駿河台大学有期雇用教職員就業規則、その他諸規程の定めるところによる。

附則

この規程は、平成21年1月15日から施行する。

平成22年4月1日一部改正。

平成24年4月1日一部改正。

平成25年4月1日一部改正。

「駿河台大学特任教授に関する規程」（平成12年10月12日制定）は、平成25年3月31日限りで廃止する。ただし、平成25年4月1日現在、同規程に基づき任用されている特任教授については、なお同規程を適用する。

[別表]

| 職名 | 任期 | 再任 | 根拠規定 |
|------|------|----|------------|
| 特任教授 | 5年以内 | 可 | 法第4条第1項第1号 |
| | | | |

| | | | |
|-------|------|----|------------|
| 特任准教授 | 5年以内 | 可 | 法第4条第1項第1号 |
| 講師 | 5年以内 | 不可 | 法第4条第1項第1号 |
| 助教 | 5年以内 | 不可 | 法第4条第1項第2号 |
| 助手 | 3年以内 | 不可 | 法第4条第1項第1号 |